

医療情報取得加算に関して

当院では関東信越厚生局に『医療情報取得加算』の届出を行っております。電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っている医療機関として、以下の体制を整えております。

1. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認
(オンライン資格確認) を行う体制を有しています。
2. 当該保険医療機関を受診した患者様に対し、受診歴、
薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を
取得・活用して診療を行う体制を有しています。

令和6年12月1日

赤坂山王メディカルセンター 院長